

議案第9号

羽曳野市立生活文化情報センター条例の一部を改正する条例の
制定について

羽曳野市立生活文化情報センター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和3年2月26日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

市長公室において所管する生活文化情報センターに関する事務について、更なる適正な運営の確保とともに、効率的かつ効果的な事務執行に資するよう、教育委員会事務局生涯学習室へ所管を変更するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立生活文化情報センター条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市立生活文化情報センター条例(平成 12 年羽曳野市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「市長」を「羽曳野市教育委員会(以下「委員会」という。)」に改め、同条第 3 号中「市長」を「委員会」に改める。

第 5 条第 1 項第 5 号中「第 4 号」を「前各号」に改める。

第 8 条中「市長」を「委員会」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市立生活文化情報センター条例 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第 2 条 <u>羽曳野市教育委員会</u>(以下「<u>委員会</u>」<u>という。</u>)は、センターの管理に関する事務のうち、次に掲げるものを指定管理者(羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年羽曳野市条例第 30 号)第 2 条第 2 号に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる業務のほか、<u>委員会</u>が特に必要と認める業務</p> <p>第 3 条・第 4 条 省略</p> <p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、センターの利用の承認を取り消し、その利用を制限し、又は停止することができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、指定管理者が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。</p> <p>2 省略</p> <p>第 6 条・第 7 条 省略</p> <p>(委任)</p> <p>第 8 条 この条例に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、<u>委員会</u>が定める。</p> <p>以下省略</p> | <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第 2 条 <u>市長</u>は、センターの管理に関する事務のうち、次に掲げるものを指定管理者(羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年羽曳野市条例第 30 号)第 2 条第 2 号に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる業務のほか、<u>市長</u>が特に必要と認める業務</p> <p>第 3 条・第 4 条 省略</p> <p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、センターの利用の承認を取り消し、その利用を制限し、又は停止することができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>前 4 号</u>に掲げるもののほか、指定管理者が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。</p> <p>2 省略</p> <p>第 6 条・第 7 条 省略</p> <p>(委任)</p> <p>第 8 条 この条例に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p> <p>以下省略</p> |